

『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表資料

1. 基金の概要（平成18年度）

基金の名称 （見直し対象となっている融資等業務（1）の事業名）	経営安定関連保証等特別基金
法人名	(社)全国信用保証協会連合会
基金額(国庫補助金等相当額)	64,589百万円(64,589百万円)(平成18年4月1日現在)
基金事業の概要 （見直し対象となる融資等業務（1）を行っている場合は、その概要）	セーフティネット保証制度について、信用保証協会が代位弁済を行った場合の損失補償。

2. 見直し結果（平成18年度）

項目	講ずる措置
実施した見直しの概要（平成18年12月24日行政改革推進本部決定における措置内容等（2））	今後とも基金基準に適合するよう指導監督を実施。
基金事業を終了する時期	本基金は取引先業の倒産や事前災害等の必ずしも当事者の責めに介さない理由等により、一時的に経営が悪化した中小企業者への資金供給の円滑化を図るためのセーフティネット保証が安定的に行われるための仕組みの一部であり、基金方式により弾力的にその役割を果たすため、終期を設定せず、現状のスキームを維持することが重要。
次回の見直し時期	平成21年度
基金事業の目標	中小企業への資金供給に支障を来さないよう、経営安定関連保証等の需要への積極的な対応を促すとともに、保証債務の回収に最大限努力する。
目標達成度の評価	-
基金の保有割合	0.98
基金の保有割合の算出	（算出に用いた方式） 保有割合 = 直近年度末の基金額 ÷ (代位弁済見込額 - 回収返納額) 0.98 = 64,589 ÷ (75,549 - 9,879) （算出に用いた数値） 直近年度末の基金額（平成17年度末の基金額）64,589百万円 代位弁済見込額（平成18年度～平成22年度までの出えん見込額） ：75,549百万円 回収見込額：（平成18年度～平成22年度までの回収見込額） ：9,879百万円
使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果（3）	使用見込みの低い基金等の該当の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 〔有の場合〕 - （使用見込みの低い基金等に該当する場合の検討の結果） -
その他	-

（1）「見直し対象となる融資等業務」とは、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）」第14条第3号に該当する融資等業務のことをいう。

（2）「補助金等の交付により造成した基金、公益法人の行う融資等業務及び特別の法律により設立される法人の見直し等について」（平成18年12月24日行政改革推進本部決定）

（3）「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）」の3（4）エに基づき検討した結果は、「使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果」欄に記載する。

『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表資料

1. 基金の概要(平成18年度)

基金の名称 (見直し対象となっている融資等業務(1)の事業名)	特定中堅企業金融円滑化特別基金
法人名	(社)全国信用保証協会連合会
基金額(国庫補助金等相当額)	8,170百万円(7,941百万円)(平成18年4月1日現在)
基金事業の概要 (見直し対象となる融資等業務(1)を行っている場合は、その概要)	破綻金融機関の融資先である中堅規模の事業者に対する債務保証を行う信用保証協会に対し、当該保証債務履行に伴う損失(代位弁済額)の1割を出えんする。

2. 見直し結果(平成18年度)

項目	講ずる措置
実施した見直しの概要(平成18年12月24日行政改革推進本部決定における措置内容等(2))	平成19年度及び平成20年度以降に国からの補助金の一部を国庫へ返納。
基金事業を終了する時期	本基金は、平成10年に議員立法により制定された「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」に基づき、信用保証協会が保証承諾する債務保証(破綻金融機関の融資先である中堅事業者に対する事業資金の融通を円滑にすることを目的とした特別保証)に対する損失補填を目的とした基金であり、破綻金融機関の融資先である中堅企業に対する信用収縮の発生を防止するため設置されたものである。ここ数年、金融機関を取り巻く経営環境は急速に改善しているものの、景気回復が遅れ、不良債権比率が高い地方の金融機関を中心に、破綻の可能性がなくなったとは言えない状況であることから、現時点で中堅企業向けのセーフティネット制度を必要でないとすることはできない。このことから、破綻金融機関関連の中堅企業向けの最低限のセーフティネットとして、当該制度の存続は引き続き必要であるため、当該事業については終期は設定できない。
次回の見直し時期	平成21年度
基金事業の目標	信用収縮の発生を防止し、もって国民経済の健全な発展に資することを目標とする。
目標達成度の評価	-
基金の保有割合	14.7
基金の保有割合の算出	(算出に用いた方式) 保有割合 = 直近年度末の基金額 ÷ (平成22年度までに必要となる補てん額及び管理額) 14.7 = 8,170 ÷ (525 + 30) (算出に用いた数値) 直近年度末の基金額(平成17年度末の基金額): 8,170百万円 平成22年度までに必要となる補てん額(平成18年度～平成22年度までの出えん見込額): 525百万円 平成22年度までに必要となる管理額(平成18年度～平成22年度までの事務費): 30百万円
使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果(3)	使用見込みの低い基金等の該当の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有・無 〔有の場合〕該当する理由(基準3(4)ア【基準】)
	本基金は、平成10年に議員立法により制定された「破綻金融機関の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」に基づく中小企業金融公庫に対する出資金による「破綻金融機関等関連特別保険等準備基金」と一体不可分の「中堅企業特別保証制度」として運営されており、また、ここ数年、金融機関を取り巻く経営環境は急速に改善しているものの、景気回復が遅れ、不良債権比率が高い地方の金融機関を中心に、破綻の可能性がなくなったとは言えない状況であることから、現時点で中堅企業向けのセーフティネット制度を必要でないとすることはできない。したがって、中堅企業向けの最低限のセーフティネットとしての観点から、平成22年度までに必要となる補てん額及び管理額の合計値の2倍に満たない金額を残置することとし、平成19年度及び平成20年度以降に国からの補助金の一部を国庫へ返納することとした。なお、国庫返納時期については、連合会の資金運用による満期時期を考慮した結果、二度に分けて返納することにしたもの。

その他	-
-----	---

- (1) 「見直し対象となる融資等業務」とは、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 18 年法律第 47 号）」第 14 条第 3 号に該当する融資等業務のことをいう。
- (2) 「補助金等の交付により造成した基金、公益法人の行う融資等業務及び特別の法律により設立される法人の見直し等について」（平成 18 年 12 月 24 日行政改革推進本部決定）
- (3) 「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成 18 年 8 月 15 日閣議決定）」の 3（4）エに基づき検討した結果は、「使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果」欄に記載する。